



様式第12号(第18条関係)

袖ヶ浦市指令第640号の2
平成31年3月26日

株式会社丸幸 様

袖ヶ浦市長 出口 清



許 可 証

平成31年2月15日に申請のありました一般廃棄物収集運搬業等を袖ヶ浦市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理に関する条例第42条第1項の規定により、次のとおり許可します。

- 1 許可番号 第31号の2
- 2 事業の範囲
 - (1) 業の種類 一般廃棄物収集運搬業
 - (2) 取扱廃棄物の種類 ごみ
 - (3) 営業区域・場所 袖ヶ浦市全域(契約事業所名簿による)
- 3 許可期限 2021年3月31日
- 4 許可条件
 - (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第3条(一般廃棄物の収集、運搬、処分等の基準)の規準を遵守すること。
 - (2) 契約事業所名簿以外の収集運搬は行わないこと。
 - (3) 契約事業所名簿の変更(事業所の追加)は行わないこと。
- 5 処理施設等の所在地
- 6 処理施設の種類及び処理能力
- 7 許可年月日

新規許可年月日	平成	年	月	日
変更許可年月日	平成	年	月	日
再交付年月日	平成	年	月	日